

令和 8 年 6 月 2 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年6月2日(火) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 藪 乃理子 | 2番  | 氏家 法雄 |
| 4番  | 藪内真由美 | 5番  | 門 秀俊  |
| 6番  | 兼若 幸一 | 7番  | 中野 一郎 |
| 8番  | 金井 浩三 | 9番  | 小川 保  |
| 10番 | 古川 幸義 | 11番 | 隅岡 美子 |
| 12番 | 村井 勉  | 13番 | 渡邊美喜子 |

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 丸尾 幸雄  |
| 副 町 長   | 岡部 登   |
| 教 育 長   | 三木 信行  |
| 統 括 官   | 谷口 賢司  |
| 会計管理者   | 村井 崇一  |
| 町長公室長   | 吉田 拓也  |
| 総務課長    | 松浦 久美子 |
| 政策課長    | 植松 肇   |
| 税務課長    | 山内 剛   |
| 住民環境課長  | 土井 真誠  |
| 住民環境課主幹 | 海田 康弘  |
| 高齢者保険課長 | 西山 政有紀 |
| 健康福祉課長  | 森 純子   |
| 建設課長    | 柴田 浩志  |
| 産業課長    | 喜田 浩希  |
| 消防長     | 小林 武司  |
| 教育総務課長  | 池田 友亮  |
| 生涯学習課長  | 福田 純   |

1、議会事務局職員

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局長   | 小野 由美子 |
| 事務局長補佐 | 香川 馨一  |
| 書 記    | 三宅 由莉  |

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆様をお願いいたします。

携帯電話は、電源をお切りになるよう、よろしくお願いいたします。傍聴席の方もよろしくお願いいたします。

それでは、一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席ください。

おはようございます。議員各位には、ご多忙のところ定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、令和8年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。

今日から6月定例議会が始まります。今日はあいにくの雨模様になっています。やはり一つ危惧されることが、この雨は台風の雨ということで、予報図を見ましても、四国の南側を通るような予報図が出ていますけれども、ちょっと北に振れば高知、また私どもの地域にも影響を及ぼす可能性も大きいと思っています。私どもも水防の対策本部を立ち上げて、そして町民の皆様方の生命の安心安全を常に確保しなければいけないという義務がありますので、それに向けて取り組んでいくところであります。しかし、やはり台風の被害が起こらないように、町民の皆様方の生活に影響が出ないように、そういうことは心の片隅で常に願っているところであります。そういう中で、今日からの6月定例会、議員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、そしてこの6月定例会が皆様方にとっても、また私どもにとっても大変有意義な実りのある議会となりますことを心から願いまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（金井 浩三）

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和8年第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 兼若 幸一 君、12番 村井 勉 君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長、中野 一郎 君。

議会運営委員会委員長（中野 一郎）

会期の件でございますが、本日6月2日から6月19日までの18日間として、詳細については議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（金井 浩三）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日から6月19日までの18日間とし、日程は6月2日（火）提案説明、3日（水）から9日（火）まで休会、10日（水）一般質問、11日（木）一般質問、12日（金）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、13日（土）から14日（日）まで休会、15日（月）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会の予備日、16日（火）から18日（木）まで休会、19日（金）議案審議といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が9名となっており、10日（水）は通告順で1番から6番まで、11日（木）は通告順で7番から9番までといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

よって、会期は本日から6月19日までの18日間とし、先に言いました日程によることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員から現金出納検査執行状況、町長から令和7年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和7年度多度津町公共下水道事業会計予算繰越計算書、令和7年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和7年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況、及び令和7年度多度津町行政改革実施計画の実績。以上の報告を受けております。

報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略いたします。

続きまして、町長報告であります。

これについても、すでにタブレット端末に掲載をいたしておりますので、朗読は省略いたします。

日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）、議案第4号 多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正について、議案第5号 多度津町介護保険条例の一部改正について、議案第6号 令和8年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を、提案説

明の都合上、一括議題といたします。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。統括官、谷口 君。

統括官（谷口 賢司）

おはようございます。

それでは、今定例会に上程しております、議案第1号から議案第6号までの議案について、一括して提案説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案における改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が、本年3月31日にそれぞれ公布され、令和8年4月1日を施行日とする改正内容が含まれていることから、本町の関連する条例の一部改正が必要となりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

まず、議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）についてです。改正の主な内容は、軽自動車を取得した際に課税される軽自動車税の環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されたため、環境性能割に係る規定が削除され、現行の種別割を軽自動車税とするなど、関連する条文について所要の改正を行うものです。

次に、議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）についてです。

改正の主な内容は、これまでバリアフリー改修を行った劇場や音楽堂等に適用されていた減額措置の対象である「改修実演芸術公演施設」から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において規定されている「改修特別特定建築物」へと対象範囲が拡充される等、わがまち特例について地方税法が改正されたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）についてです。

改正の主な内容は、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額等の税額等を定めるとともに、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げる一方、低所得者層の負担軽減措置として、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を見直すもので、5割軽減の軽減判定所得の基準額が30万5千円から31万円に、2割軽減の軽減判定所得の基準額を56万円から57万円にする等、所要の改正を行うものです。

次に、議案第4号 多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和8年4月1日に施行された地方税法の一部を改正する法律（令和8年法

律第2号)により、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に、「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改正するものです。

次に、議案第5号 多度津町介護保険条例の一部改正についてです。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、介護保険法施行令が一部改正されたことから、令和7年度の住民税が非課税であった者のうち、令和8年度住民税が課税されているとみなされた者について、介護保険料を減免することができるよう、所要の改正を行うものです。

この改正は、令和8年度の保険料の算定に限り適用するものです。なお、附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

次に、議案第6号 令和8年度多度津町一般会計補正予算(第1号)についてです。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額102億2,500万円に、歳入歳出それぞれ1,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,790万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の追加です。

4ページをお開きください。「第2表 債務負担行為の補正」に記載していますように「多度津町防災行政無線更新業務委託料」について、期間を令和8年度から令和9年度まで、限度額を1億6,500万円とするものです。

1ページへお戻りください。第3条は、地方債の補正です。

5ページをお開きください。「第3表 地方債の補正」に記載していますように、公園整備事業債を1,040万円に補正するものです。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正は議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費、減額補正は総務費となっています。歳入における増額補正は、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債となっています。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により説明申し上げます。

22ページをお開きください。款1. 議会費は、57万5千円の増額補正により、1億1,087万円に改めるもので、項1. 議会費の増額です。

24ページをお開きください。款2. 総務費は、253万6千円の減額補正により、17億1,560万円に改めるもので、項1. 総務管理費は、39万円の増額、項3. 戸籍住民基本台帳費は、292万6千円の減額です。

26ページをお開きください。款3. 民生費は、75万6千円の増額補正により、32億7,940万7千円に改めるもので、項1. 社会福祉費は、53万3千円、項2. 児童福祉費は、22万3千円のそれぞれ増額です。

28ページをお開きください。款4. 衛生費は、24万5千円の増額補正により、8億6,560万5千円に改めるもので、項1. 保健衛生費の増額です。

30ページをお開きください。款6. 農林水産業費は、73万3千円の増額補正により、2億7,410万7千円に改めるものです、項1. 農業費の増額です。

32 ページをお開きください。款 8. 土木費は、財源内訳の変更です。

34 ページをお開きください。款 9. 消防費は、310 万円の増額補正により、6 億 558 万 6 千円に改めるもので、項 1. 消防費の増額です。

36 ページをお開きください。款 10. 教育費は、1,002 万 7 千円の増額補正により、13 億 3,114 万円に改めるものです。項 1. 教育総務費は 192 万 7 千円、項 2. 小学校費は 728 万円、項 5. 社会教育費は 82 万円のそれぞれ増額です。

続いて、歳入について説明申し上げます。

12 ページをお開きください。款 14. 国庫支出金は、1 万 5 千円の増額補正により、11 億 5,362 万 9 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の増額です。

14 ページをお開きください。款 15. 県支出金は、683 万 5 千円の増額補正により、8 億 7,201 万円に改めるもので、項 2. 県補助金は 635 万 5 千円、項 3. 県委託金は 48 万円のそれぞれ増額です。

16 ページをお開きください。款 18. 繰入金は、505 万円の増額補正により、7 億 408 万 4 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の増額です。

18 ページをお開きください。

款 20. 諸収入は 90 万円の増額補正により、3 億 4,053 万円に改めるもので、項 4. 雑入の増額です。

20 ページをお開きください。款 21. 町債は、10 万円の増額補正により、4 億 3,850 万円に改めるもので、項 1. 町債の増額です。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 102 億 2,500 万円に、1,290 万円を追加し、102 億 3,790 万円に改めようとするものです。

以上、議案第 1 号から議案第 6 号まで、一括して提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5、議案第 7 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

タブレットの準備をよろしくお願いいたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育総務課長、池田 君。

教育総務課長（池田 友亮）

議案第 7 号 物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名につきましては、「多度津町立小・中学校学習者用コンピュータ等一式」でございます。納入場所は、多度津町立小・中学校となります。契約の方法は、随意契約によるもので、県及び各市町で構成する香川県GIGAスクール構想推進協議会が選定した業者と契約を行ったものでございます。契約金額は 8,651 万 5 千円で、その内消費税額等は 786 万 5 千円でございます。納入業者は、広島県広島市中区袋町 4-25、株式会社大塚商会広島支店 支店長 真子 健でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに契約書を添付しております。

物品の概要といたしましては、現在使用しております学習者用コンピュータ等一式が購入から5年以上経過しておりますため、老朽化した機器を更新しようとするものでございます。

物品の概要につきましては、クロームOSを搭載したレノボ社のクロームブックを1,573台、及び管理に必要となるライセンスに加え、各端末の設定作業などを含めたものとなっております。なお、納入期限につきましては、令和8年12月としております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第7号 物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

会議の再開は9時40分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時40分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

日程第6、議案第8号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第8号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員として、速水 清隆 氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

速水氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであり、令和8年6月30日をもって任期満了となります。速水氏におかれましては、岐阜県の公立高等学校や学校法人四国学院四国学院大学で長きにわたり教鞭をとられた深い識見をもって、現在も教育委員として、教育行政に熱心に取り組んでいただいております。今後も誠意をもって取り組んでいただけるものと考えておりますので、教育委員として適任であると考えております。なお、任期につきましては、令和8年7月1日から令和12年6月30日までの4年とするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件でございますので本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第9号 多度津町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第9号 多度津町農業委員会委員の任命につきまして、提案説明を申し上げます。

本町農業委員会委員の任期が令和8年7月19日に満了するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び多度津町農業委員会委員の任命に関する規則に基づき、令和8年3月2日から3月31日までの期間、農業委員候補者の推薦及び応募の受付を行いました。その結果、農業委員の定数14人に対しまして、農業者が組織する団体から14名が推薦されました。

農業委員の任命の過程において公正性及び透明性を確保するため、多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱に基づき5月8日に同選考委員会が開催され、推薦のありました

14名の候補者について審議が行われた結果、適格であるとの意見が提出されましたので、法律第8条第1項の規定により、候補者14名を農業委員として任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間になります。

また、委員の選考に関しましては、本町は、法律第8条第5項ただし書による農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定により、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合に該当しますので、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするものでございます。

以上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第

39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号から第 4 号まで、議案第 6 号及び議案第 7 号の 6 議案を総務教育常任委員会に、議案第 5 号の 1 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって、6 議案を会期中の総務教育常任委員会に、1 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

本日はありがとうございました。

一同、ご起立。礼。

散会 午前 9 時 48 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 8 年 6 月 2 日  
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記